

〈和歌山市圏域〉

【構成市町村】	和歌山市
【面積】	209.23k m ²
【人口】	367,701 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
【高齢化率】	25.5%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

当圏域は、県北西部にあって、北は和泉山脈、西は紀淡海峡に面し、紀の川の河口に位置し、県下最大の都市地域が形成されています。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- 平成 24 年 4 月時点の事業所の分布状況からみると、訪問系サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、日中活動系サービスの生活介護、機能訓練、児童発達支援、短期入所は確保されていますが、就労移行支援、グループホーム、ケアホームの基盤は不足しており、今後整備が必要となっています。
- 障害のある児童のサービスについては、居宅介護事業所は増えていますが、短期入所事業所は少なく、医療的支援の必要な児童についても、医療機関などへ事業の実施を働きかける必要があります。
- 精神障害のある人に対しては、精神科医療機関デイケアの実施や、保健所内でのドロップインコーナー※、保健所デイケア活動等により、日中の居場所や生活訓練の場を提供しています。また、障害者施設との連携により当事者同士の交流や地域での社会参加活動を促進しています。

〔相談支援〕

- 平成 20 年度に地域自立支援協議会を立ち上げています。今後、各機関が情報を共有し、個別のケースを検討したり、地域の課題を明らかにし対応していけるよう、ネットワークの構築や協議会の円滑な運営が求められています。
- 相談支援事業所が市内に 6 か所（平成 24 年 4 月現在）あり、障害の種別を問わずに相談することができ、地域で身近に相談できる体制ができています。
また、地域の障害者団体が専門機関と連携しながら、電話相談や障害児相談などを行い、当事者だけでなく、家族への支援を行っています。
- 障害のある児童の保護者を対象に和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、保健所、福祉事務所が連携して、療育に関する相談や指導、各種療育講座を実施し、保護者の不安の軽減に努めています。

- 乳幼児健診をきっかけに障害を早期に発見するとともに、発達相談員や保健師などが連携して、保護者の相談支援に取り組んでいます。

【発達障害のある人に対する支援】

- 発達障害の診断を受ける児童生徒が増えている中、居住地校へ就学した場合、障害に対応した施設・設備の整備や指導面での専門性の高い教員の配置などが求められていますが、十分な教育環境が整備されていない状況です。

【就労支援】

- 公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどと連携して雇用の促進及び啓発活動を行っています。また、9月の障害者雇用支援月間には障害のある人の雇用促進のため事業主向けにリーフレットの送付や、街頭での啓発活動を行っています。
- 障害のある人の雇用を促進するため、関係機関との連携を強化し、啓発活動を推進するとともに、各企業において働きやすい環境づくりのため助成制度の周知を図る必要があります。
- 一般就労については、地域自立支援協議会での就労部会を通じて就労促進施策を検討するとともに、就労移行支援などの就労に関するサービスの充実を図る必要があります。

【その他】

- 障害のある人に対する住宅供給は、肢体障害のある人向けをはじめ、ニーズに応じた障害のある人に向けた住宅供給を進めていますが、ますます増大するニーズに対応するためさらなるバリアフリー住宅の供給が望まれています。
- 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害のある人の社会復帰には、再犯の防止等特別の配慮が必要であり、地域で自立した生活が送れるような支援体制の強化が求められています。

※ ドロップインコーナー

「ドロップイン」とは、「ふらっと立ち寄る」という意味で、市保健所内に設置しています。主に統合失調症を中心とした精神障害のある人が通所しながら、生活リズムの改善や対人関係障害等に対して、ゆるやかなリハビリテーションを行い、同じ悩みを持つ仲間との交流を図り、安定した社会生活を目指しながら生活訓練を行っています。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段: 人 下段: 構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
1,284	1,902	9,906	4,708	17,800
7.2%	10.7%	55.7%	26.4%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段: 人 下段: 構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
489	625	734	822	2,670
18.3%	23.5%	27.5%	30.7%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段: 人 下段: 構成比)

1級	2級	3級	合計
204	930	491	1,625
12.6%	57.2%	30.2%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位：上段 時間・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	18,552	23,952	26,111	28,115
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	727	867	961	1,060

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位：上段 人・日(利用人数×利用日数)分・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	13,190	16,289	16,933	17,434
	696	910	946	974
自立訓練(機能訓練)	229	123	124	123
	12	13	13	13
自立訓練(生活訓練)	386	532	726	907
	28	44	60	75
就労移行支援	1,556	1,996	2,611	3,398
	77	104	136	177
就労継続支援(A型)	2,886	3,931	4,516	5,292
	144	208	239	280
就労継続支援(B型)	6,836	7,465	7,921	8,785
	392	458	486	539
療養介護	※ 83	107	108	108
短期入所	633	608	684	769
	60	64	72	81

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位：人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	145	217	259	301

(4) 相談支援（一月当たり）

単位：人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	0	131	456	847
地域移行支援		9	11	10
地域定着支援		6	8	10

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 障害の特性を理解したホームヘルパーの確保に努めます。
- 短期入所について、医療的支援が必要な児童の受け入れ先を確保するため、医療機関などへ事業の実施を働きかけます。

(2) 相談支援体制の充実

- 地域自立支援協議会では、事例検討を通じて情報共有を図るとともに、課題ごとに解決策を検討する場として専門部会を設置し、地域の支援体制の構築を図ります。
- 相談支援の充実を図るため、地域福祉活動を行う関係者と連携するとともに、相談支援を担う人材の養成や資質の向上を図ります。

(3) 発達障害のある人に対する支援

- 不安を抱えている保護者に対してきめ細かな支援ができるよう、関係機関や専門職との連携を密にし、支援体制の強化を検討します。
- 障害のある児童を育てている親同士で相談や情報交換を行う機会の充実を図ります。
- 特別支援学校や関係機関と連携し、教職員に対し発達障害についての研修を実施し、意識改革と指導の向上に取り組みます。
- 保健・教育の部門が連携し、子どもの発達障害を早期に発見し、早期療育へつなげます。また、発達障害のある子どもの個別の支援のあり方について公立幼稚園に助言するため、巡回訪問を継続して実施します。

(4) 就労支援体制の充実・促進

- 地域自立支援協議会就労部会を中心に関係機関と連携しながら、就労支援に取り組みます。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどと連携して雇用の促進及び啓発活動を行うとともに、障害のある人の雇用促進のため、事業主向けにリーフレットの送付や街頭での啓発活動を継続して行います。
- 民間企業や事業主に対して、助成制度などの障害のある人の雇用に関する情報などを提供し、職域の拡大や障害のある人が働きやすい環境の整備を促進します。
- 就労移行支援や就労継続支援などの就労に関するサービスの充実を図ります。

(5) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 地域自立支援協議会において、部会を設置し、精神障害のある人の地域生活への支援の充実を図ります。

- 精神障害のある人が地域で安心して生活が送れるよう、グループホーム等の充実を努め、地域生活支援を進めます。
- 精神保健福祉士を配置した地域活動支援センターにおいて、福祉サービスが円滑に利用できるよう相談支援を行います。
- 退院後の日中活動の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援などの日中活動系サービスをはじめ、地域活動支援センターにおける支援の充実を図ります。また、保健所内に設置しているドロップインコーナーやデイケアなどにより日中活動の場を提供し、当事者同士の交流や社会参加を促進します。
- 障害者団体と連携しながら、精神障害のある人に対する地域の理解の促進を図ります。

(6) 地域における居住の場の確保

- 地域住民の理解を促進するとともに、事業所などに働きかけて、グループホーム、ケアホームの新規開設を促進します。
- 「和歌山市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、住宅内外のバリアフリー化など、障害のある人に配慮した住宅整備を推進します。
- 「和歌山市重度身体障害者住宅改造助成事業」や日常生活用具給付等事業を通じて、住宅改修の助成を行います。

(7) 社会参加の環境づくり

- コミュニケーション支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 障害のある人が円滑に外出できるよう、移動支援事業の充実を図り、地域における社会参加を促進します。
- 市が実施しているタクシー・バス利用、公衆浴場の利用助成等の外出支援事業の周知を図るとともに、ニーズに応じた社会参加を支援する事業の推進を図ります。
- 情報の獲得が困難な知的・聴覚・視覚障害のある人に対して、ITなどを活用しながら障害に応じた情報提供に努めます。
- 地域の関係団体によるグラウンドゴルフ大会等の開催を支援し、スポーツ・レクリエーションの機会の充実を図ります。
- 障害や障害のある人への理解を促進するため、障害者団体による地域の祭りの開催を支援するなど、障害のある人とない人が交流する機会の拡大を図ります。
- 地域生活定着支援センターにおいて、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害のある人等の特に支援を必要とする事例について、課題を明確にし、支援策等を検討します。

〈海草圏域〉

【構成市町村】	海南市、紀美野町
【面積】	229.50k m ²
【人口】	63,734 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
【高齢化率】	31.6%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

当圏域は、県西北部に位置しており、県人口に占める割合は約 6.4%と圏域人口としては最も少なくなっています。高齢化率は、県平均 26.9%を上回る状況で、中でも紀美野町の高齢化率は県下第 5 位の高位であり、町の 75%を山間地が占め、全域が過疎地域に指定されている状況です。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

- 障害福祉サービスについては、児童発達支援等、一部のサービスについて基盤不足が否めず、不足しているもののうち一部は、市町村地域生活支援事業のサービスで代替せざるを得ない状況です。特に山間部では、事業所が少なく、また交通不便であることからサービス利用が困難な状況も見られます。
- 居宅介護サービスについては、利用希望者に対応できる状況ですが、今後障害のある人やその家族の高齢化により、更にサービスの需要が増加することが予想されるため、さらなる充実が必要です。また、重度訪問介護サービスは、僻地に対応できる事業所がなく、他圏域の事業所を利用している状況です。
- グループホーム、ケアホームは、圏域内には3か所しかなく（平成24年4月現在）、グループホーム等の利用者のうち多くが他圏域のグループホーム等を利用している状況であり、今後障害のある人の地域での自立のための居住の場として圏域内での確保が必要です。今後は、圏域内の法人とともに、地域生活支援の核となるグループホーム等の整備を進め、ここを拠点にサテライト型に賃借物件を活用したグループホーム等も増やしていけるよう、計画的に整備を図る必要があります。
- 精神障害のある人のサービスの利用状況としては、居宅介護は利用が増加していますが、その他サービスについては、全般的に整備が進んでいない状況で、その原因としては、基盤不足の他に事業者の医療面における専門的知識の不足や、施設の点在により通所が困難であること等も考えられます。

〔相談支援〕

- 相談支援体制としては、圏域市町が共同で相談支援事業を委託して実施しています。相談支援事業は、来所による相談の他、電話相談・家庭訪問・巡回相談等を実施するとともに、市町村相

談支援機能強化事業として専門的職員を配置（海南省）しています。また、圏域内の事業者と行政機関を中心とした福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会については、就労、教育といった個別の課題について掘り下げて議論し、課題解決につながる場として「就労部会」などを設け、基幹相談支援センターの設置も視野に入れながら、さらなるネットワークの構築・連携に努めています。

【発達障害のある人に対する支援】

- 発達障害については、障害の早期発見のため、各市町は乳幼児健診の内容の充実を図るとともに、発達相談員による相談事業を行っています。また、保健所では、小児科医師による発達相談を実施しており、連携により早期対応に努めています。保育所等の健診については、海南省が20年度から5歳児健診モデル事業として2か所の保育所等で行っています。しかし、早期に診断がされても、障害について、家族や支援従事者を含め、社会の中で充分理解されていないことから、適切なサポートが受けられていない状況です。

【就労支援】

- 障害のある人の就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）やその他関係機関と連携して支援を行っていますが、一般就労等障害のある人の雇用を促進するためには、就労移行支援、就労継続支援サービスの充実が必要です。

【その他】

- 地域住民と圏域内の施設が参加するイベントの開催や施設の地域における催し等により、地域交流が行われています。また、自動車運転免許取得・改造助成事業の実施により障害のある人の社会参加を促進しています。
- 施設等のバリアフリー化については公共施設を中心に進めていますが、心のバリアフリー化については一層の取組が必要です。特に精神障害については、施設の立地に際しても地域住民の理解が得がたい状況にあり、引き続き広報・啓発活動を行い、地域住民の理解を深めていく必要があります。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。上段:人 下段:構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
286	621	2,609	1,101	4,617
6.2%	13.5%	56.5%	23.8%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。上段:人 下段:構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
108	105	128	182	523
20.6%	20.1%	24.5%	34.8%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。上段:人 下段:構成比)

1級	2級	3級	合計
86	259	157	502
17.1%	51.6%	31.3%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位:上段 時間・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	2,862	3,250	3,646	3,912
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	116	131	142	153

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位:上段 人・日(利用人数×利用日数)分・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	2,297	2,401	2,441	2,526
	111	119	121	125
自立訓練(機能訓練)	0	43	43	64
	0	2	2	3
自立訓練(生活訓練)	86	90	90	128
	8	5	5	7
就労移行支援	229	300	400	500
	14	15	20	25
就労継続支援(A型)	374	411	453	496
	19	22	23	24
就労継続支援(B型)	2,242	2,416	2,503	2,607
	130	137	142	148
療養介護	※			
	24	24	25	25
短期入所	195	155	160	160
	17	19	20	20

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	26	33	35	42

(4) 相談支援（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	0	198	237	278
地域移行支援		8	13	17
地域定着支援		18	13	15

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 廃校等を利用し、場所の提供を行う市町の取組により、児童発達支援事業者の参入を促進します。また、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、介護保険制度における居宅サービス事業者に対し、訪問系サービスへの参入を働きかける等在宅サービスの確保に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

- 市町村相談支援機能強化事業を活用した相談支援事業の専門性強化に取り組みます。
- 地域自立支援協議会の活動を通じて、相談事例の共有と関係機関の連携を深めることにより、相談機能の充実を図るとともに、地域の社会資源の開発・改善等を行います。
- 地域自立支援協議会に設置した専門部会では、情報を共有し、関係機関の現状及び役割を明確にした上で、課題・対策等を全体会に提案、助言します。また、精神障害のある人の地域生活支援については、就労部会で協議していますが、社会資源の開発や連携を強化するために、今後支援体制の構築に取り組みます。

(3) 障害のある児童への支援（教育部会の取組）

- 教育部会では、発達障害を含め障害児支援を充実させるために、保健、福祉、医療、教育の連携を図り、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。
- 具体的には、市町の乳幼児健診や保育所等の健診、保健所の発達相談による早期発見と専門医療機関や発達障害者支援センター等との連携により早期から家族支援体制を構築します。また、支援関係者が情報を共有し、個別の支援計画を作成して、生涯をとおして支援体制の整備に努めます。また、就労部会と連携した就労支援や発達障害等の理解を促進するため、地域住民及び支援者への啓発を行います。

(4) 就労支援体制の充実・促進

- 障害のある人の就労や地域生活を支援するため、地域自立支援協議会「就労部会」を中心に、関係機関と連携して切れ目のない就労支援に取り組みます。
- 地域自立支援協議会「就労部会」の取組
 - ① 就労移行支援、就労継続支援の充実、促進についての地域課題を解決するための施策を推進します。
 - ア 福祉就労、一般就労についてのニーズ把握や、福祉就労等の現状把握と課題整理を行い、課題対策として、トライアル雇用、ジョブコーチ等の活用、就労体験による就労促進（インターンシップ、施設外就労）、工賃向上のための支援に取り組みます。
 - イ 障害者雇用に対する理解を促進するため、企業に対し啓発活動を行います。

②精神障害のある人が疾病特性により体調に変化をきたした場合は、医療機関と連携して、事業者に対して医療にかかる助言を行います。また、個別支援会議を開催して、事例検討や研修を行うことにより事業者の知識を深め、サポート体制を強化していきます。

(5) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 自立支援協議会において、精神障害のある人の地域生活支援を更に進めるための部会を設置し、医療機関や相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等と専門的かつ具体的に話し合いを行い、その充実を図ります。
- 具体的には、精神障害のある人の地域生活の進捗状況を把握すると共に、個別ケース会議等からニーズの把握を行い、そこで確認された課題を明確にした上で、日中活動支援の方策や居住の場等の社会資源を創出し、地域生活を促進するための連携強化に努めます。
- 地域の受け入れ体制整備のため、入院中から地域とのかかわりを持つ仕組みを検討するために、地域体制整備コーディネーターと相談支援事業所を中心に圏域の現状把握に努めます。
- 精神障害のある人の日常生活を支援するため、精神保健福祉士等の職員を配置した地域活動支援センターの設置を目指します。
- 退院後の地域生活を支える居住の場を確保するため、グループホーム等の整備を促進するとともに、日中活動の場として就労継続支援サービス等の充実に努めます。
- 精神障害のある人の身近な支援者である家族に対しての援助を保健所と連携し行うと共に、地域住民の障害や疾患の理解を促進することを目的に精神保健ボランティア等の育成を行います。
- 精神障害のある人が住み慣れた町で自立して暮らしていくために福祉、保健、医療などの質と量を拡充すると共に地域を育てるために育成したボランティア等を活用し啓発活動を行います。

(6) 地域における居住の場の確保

- グループホーム、ケアホームの利用希望を把握し、事業者等に設置を働きかけます。
- 空き物件等の情報収集を行うとともに、公営施設等の転用の可能性について積極的に検討を進めます。
- グループホーム、ケアホームの地域への開設について、地域住民の理解を深めるため、啓発活動を行うとともに、事業者が開催する施設整備時の住民説明会等の啓発活動を支援します。

(7) 社会参加の環境づくり

- 障害及び障害のある人への理解の促進を図るため、障害者団体と連携して健康まつり等において啓発活動を行います。また、障害者団体と連携して保育所等を巡回し、幼児期の早い段階から障害について学ぶ機会を設け、心のバリアフリー化に取り組んでいきます。

〈那賀圏域〉

【構成市町村】	紀の川市、岩出市
【面積】	266.74k m ²
【人口】	118,189人（平成24年4月1日現在）
【高齢化率】	21.8%（平成24年3月31日現在）

圏域東部の紀の川市は、和泉山脈や紀伊山地などの豊かな自然に囲まれた中に市街地や田園集落が広がっており、山間部は公共交通の不便な地域となっているため、コミュニティバスを運行しています。岩出市は、和歌山市や泉南地域への交通アクセスに恵まれ、市内には3コースに分かれた巡回バスが運行されています。

県全体の高齢化が進む中で、那賀圏域の高齢化率は、県平均26.9%より5ポイント程度低くなっていますが、今後は高齢化が進行すると見込まれます。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- 障害福祉サービスについては、訪問系サービスや児童発達支援の事業所数は充実していますが、行動援護、重度包括支援、自立訓練については、事業所の数が不足している状態です。また、山間部に住んでいる障害のある人についても、近くに事業所がないため希望するサービスを受けることが困難な状況です。
- 入所施設については、障害者支援施設が1か所（平成24年4月現在）ありますが、他圏域の入所施設を利用している人も多く、なかには県外の施設を利用している人もいます。
- グループホーム、ケアホームは、現在圏域内に8か所（平成24年4月現在）ありますが、いずれも満室で、他圏域のグループホーム等を利用している状況であり、今後障害のある人の地域での自立のための居住の場としてもグループホーム等を確保する必要があります。
- 精神障害のある人のサービスの利用状況としては、訪問系サービスの利用は増加していますが、居住系のサービスについては、グループホーム等が不足しているため利用できていない状況であり、退院後の地域における居住の場として確保が必要です。

〔相談支援〕

- 地域の相談支援体制としては、両市がそれぞれ相談支援事業を委託して実施しており、専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図っています。障害のある人が通所し、日中の居場所として重要な位置を占める地域活動支援センターについては、圏域内に2か所（平成24年4月現在）あり、障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流等の促進を図るためのイベント等様々な事業を実施しています。

障害のある人の自立を促進するには、当事者が自立に向けた意欲を持ち、自立への課題を明らかにできる場が必要であり、また、将来自立した生活を送るため、地域社会で、様々な活動や体験を積むことができる機会を確保することが重要です。このため、こうした地域活動支援センター等におけるサービスの充実が求められています。

- また、圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会については、現在、専門部会として「就労支援部会」、「精神障害専門部会」、「防災部会」、「こども部会」及び「あんしんノートプロジェクト」が活動している。

〔発達障害のある人に対する支援〕

- 発達障害については、まだ社会の中で十分に理解されておらず、発達障害のある人が適切な支援を受けられていない状況であり、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うための体制整備が必要とされています。

〔就労支援〕

- 障害のある人の就労支援体制として、障害者就業・生活支援センターが1か所設置されていますが、圏域内には公共職業安定所（ハローワーク）がないため、専門的な就労相談窓口がない状況です。また、障害のある人を受け入れる一般企業が少なく、障害者雇用に対する企業の理解を促進し、雇用の場を開拓することが必要です。

〔その他〕

- 障害のある人の社会参加を促進するためのイベントが様々に取り組まれています。今後とも、障害のある人とない人の交流の場が必要です。
- 地震や集中豪雨などの災害時には、障害のある人への特別の対策が必要です。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
340	574	3,507	1,335	5,756
5.9%	10.0%	60.9%	23.2%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
139	159	227	379	904
15.4%	17.6%	25.1%	41.9%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

1級	2級	3級	合計
74	266	117	457
16.2%	58.2%	25.6%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位:上段 時間・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	4,539	5,275	5,933	6,597
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	179	205	224	243

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位:上段 人・日(利用人数×利用日数)分・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	3,083	2,619	2,858	3,097
	151	138	148	158
自立訓練(機能訓練)	63	23	23	46
	3	1	1	2
自立訓練(生活訓練)	124	146	162	177
	7	9	10	11
就労移行支援	415	348	378	407
	21	21	23	25
就労継続支援(A型)	747	895	1,041	1,187
	35	56	62	68
就労継続支援(B型)	2,117	2,291	2,584	2,863
	134	163	188	212
療養介護	※ 17	55	55	56
短期入所	374	333	372	411
	34	34	37	40

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	33	51	57	62

(4) 相談支援（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	0	25	80	175
地域移行支援		3	5	7
地域定着支援		2	2	3

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、障害の特性に応じたホームヘルパーの確保や、在宅サービスの充実に努めます。
- それぞれの地域特性に応じたサービスが提供できるよう、日中一時支援等の地域生活支援事業の充実に努めます。
- 障害のある人の日常生活、社会参加を支援するため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動等や地域住民との交流の機会の提供、生活訓練等を引き続き実施するとともに活動内容の充実に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

- 両市の相談支援事業所を住民が相互利用できるようにすることにより、相談窓口の充実を図ります。
地域自立支援協議会では、専門部会により明らかになった課題を共有し、各関係機関が連携をして、その解決に向けて検討し、地域の社会資源の開発・改善等を行う等、障害のある人が地域で安心して暮らせるような地域づくりに取り組みます。
- 地域自立支援協議会に設置した就労支援部会、精神障害専門部会等の専門部会では、個別の課題について議論を深め、全体会議などに施策を提案し、課題解決に取り組みます。
- 発達障害については、障害の早期発見から早期療育へとつなげるため、継続的な相談支援等を実施します。

(3) 就労支援体制の充実・促進

- 地域自立支援協議会「就労支援部会」を中心に関係機関と連携して障害のある人の就労支援に取り組みます。
- 地域自立支援協議会「就労支援部会」の取組
 - ①地域で働けるよう、就労及びそれに伴う生活支援等、一般就労支援の強化に向けての体制整備を進めます。
 - ②ケース会議での事例を通じて、関係機関が情報を共有し、障害のある人の就労を支援します。
具体的には、就労移行支援、就労継続支援事業の充実、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所との連携によるトライアル雇用やジョブコーチ等の活用の促進、事業所職員の研修等を通じ障害のある人の就労を支援します。
- 障害のある人の雇用に対する理解を促進するため、就労支援部会の活動及び企業との交流を通じて、啓発活動を行います。

(4) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 地域自立支援協議会に設置した「精神障害専門部会」において、精神障害のある人の地域生活支援の充実を図ります。
- 精神障害専門部会では、主として精神障害のある人を支援する相談支援事業所や医療機関、保健所、福祉サービス事業所等と連携し、意見交換・課題の検討等を行い、それぞれのケースについて最適な支援ができるよう取り組みます。
- 地域の受け入れ体制を整備するため、地域体制整備コーディネーター（精神障害者地域移行・地域定着支援事業）と指定一般相談支援事業所との連携・協働により、圏域の現状把握を行ない、精神障害のある人が地域生活を継続できるよう支援します。
- 地域活動支援センター事業により、日常生活、社会生活を支援するとともに、ボランティア育成や啓発等を推進します。
- 地域自立支援協議会による民生委員・児童委員会との学習・交流会を企画する他、地域の理解促進を図るための啓発を行います。

(5) 地域における居住の場の確保

- グループホーム、ケアホームの整備を促進するため、新規開設予定事業者等に対し公営住宅や転用可能な公営施設の提供を行います。
- グループホーム、ケアホームの地域への設置について、地域住民の理解を深め、地域の受け入れ体制を整備するために、事業者による地元説明会や講演会の開催、出前講座等の啓発活動を支援します。
- 障害のある人やその家族、また入所施設や医療機関等に対し、地域生活に必要なあらゆる情報の提供に努めます。

(6) 社会参加の環境づくり

- コミュニケーション支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 地域における障害のある人に対する理解を促進し、障害のある人の社会参加を支援するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を通じて、共生の社会づくりをより一層進めます。
- 福祉サービス事業所や家族の会などが「障害者週間」にイベントを開催するなど、障害のある人と地域住民の交流イベントが様々に取り組まれています。今後とも、広報誌で紹介するなど支援を行っていきます。

〈伊都圏域〉

【構成市町村】	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
【面積】	463.24k m ²
【人口】	92,013 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
【高齢化率】	27.2%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

当圏域は、県北東部に位置し、大阪府、奈良県との県境を有しています。圏域人口は、年々減少し、高齢化も進行しています。中でもかつらぎ町、九度山町、高野町の高齢化率は 30%を超えており、県平均 26.9%を大きく上回っています。

1 圏域の現状と課題

【指定障害福祉サービス等】

- かつらぎ町、九度山町、高野町の山間部等僻地では、事業所不足や交通不便なことから各種サービスの利用が困難な状況となっています。特に冬季においては積雪により交通が遮断される地域もあり、利用できるサービスが限定されるため、冬季の交通事情も考慮したサービスの提供体制の整備が求められています。
- 障害のある人の地域での居住の場としてグループホーム、ケアホームの整備を促進するとともに、障害のある人自身や障害のある人の家族が地域での自立した生活について十分に理解し、安心できるよう、情報を提供していくことが必要です。
- 精神障害のある人に対するサービス基盤としては、日中活動ができる通所施設はほぼ充足していますが、グループホーム、ケアホーム等の居住の場や短期入所サービスが不足しています。

【相談支援】

- 相談支援事業については、圏域の市町が共同で3事業者に委託して実施しています。また、圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会については、関係機関が情報を共有し、連携して障害のある人を一体的に支援できるようネットワークを構築し、その連携強化に努めています。協議会には、専門部会として「就労支援部会」及び「子ども部会」を設置しています。

【発達障害のある人に対する支援】

- 発達障害のある児童の早期発見については市町の保健師が中心となり、4か月健診から3歳児健診までの乳幼児健康診査等で障害の早期発見に努めています。障害のある児童については、医療機関や保育所等における早期療育へとつながるよう早い段階から支援を開始し、学童期には就学指導委員会を通じて教育機関とも連携して支援を行っています。しかし、気になる児童につい

ては、支援が遅くなることもあり、早期発見が今後の課題となっています。

卒業後の社会参加、特に就労は困難な状況であり、就労支援等も含めた成人期にいたるまでの支援が求められています。

〔就労支援〕

- 就労支援の専門的相談窓口としては、障害者就業・生活支援センターが設置されており、一般就労等について一定の成果をあげていますが、今後障害のある人の雇用の場を拡大し、就労を一層促進するため、障害者雇用に対する企業の理解を促進することが必要です。

〔その他〕

- 障害のある人の社会参加を促進するため、地域住民と障害のある人が交流の場を持ち、お互いに理解を深めるための啓発活動が必要です。また、物理面のみならず、あらゆる面において地域のバリアフリー化を進める必要があります。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。上段:人 下段:構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
380	697	3,194	1,274	5,545
6.8%	12.6%	57.6%	23.0%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。上段:人 下段:構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
111	154	175	239	679
16.3%	22.7%	25.8%	35.2%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。上段:人 下段:構成比)

1級	2級	3級	合計
46	258	126	430
10.7%	60.0%	29.3%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位:上段 時間・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	3,122	3,412	3,729	4,088
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	144	155	165	176

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位:上段 人・日(利用人数×利用日数)分・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	3,190	2,950	3,038	3,145
	160	159	165	170
自立訓練(機能訓練)	0	23	23	23
	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	155	192	212	232
	9	9	10	11
就労移行支援	839	1,289	1,397	1,505
	44	63	68	73
就労継続支援(A型)	367	469	612	775
	18	27	32	38
就労継続支援(B型)	2,414	2,171	2,334	2,478
	143	116	124	131
療養介護	※ 17	18	18	18
短期入所	134	174	196	218
	19	21	24	27

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	41	49	51	53

(4) 相談支援（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	1	25	103	215
地域移行支援		3	2	2
地域定着支援		4	3	2

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、障害の特性に応じたホームヘルパーの確保や短期入所の充実に努めます。
- 介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、働きかけを行う等により事業参入を促進し、訪問系サービスの充実に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

- 地域自立支援協議会において、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関の連携を深め、地域の課題を共有することにより、総合的な相談支援体制の強化に取り組みます。
また、専門的な課題について調査研究等を行い、その解決に向け検討するため、今後地域に必要な専門部会を設けます。

(3) 発達障害のある人に対する支援

- 地域自立支援協議会において、関係機関の連携を強化し、早期発見、早期療養へとつなげる地域の支援体制を整備します。また、特に支援を必要とする事例について課題を明確にし、その解決策を検討します。
また、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター及び和歌山県発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

(4) 就労支援体制の充実・促進

- 地域自立支援協議会の専門部会「就労支援部会」を中心に関係機関と連携して障害のある人の就労支援に取り組みます。
- 地域自立支援協議会「就労支援部会」の取り組み
就労支援部会では、障害のある人の就労について、現状を十分に把握し、部会参加者の意識向上を確実に図りながら運営を進めていきます。

第1段階

圏域内での障害者自立支援法に基づく就労支援サービス以外の事業所も広く参加し、障害のある人の就労に関するネットワークの体制を強化していきます。

第2段階

障害のある人の就労に関するニーズや課題について議論し、社会資源の改善・開発や地域の取り組みについて全体会へ提案していきます。

- 障害者雇用に対する理解を促進するため、就労支援部会の活動を通じて企業に対し啓発活動を行います。

(5) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 退院可能な精神障害のある人が地域で生活できるよう、事業者、医療機関と連携して、居住の場や日中活動の場の確保に努めます。
- 精神障害のある人に対する地域の理解を促進するため、障害者相談支援事業者と協働したイベントの開催等啓発活動を行います。
- 地域自立支援協議会に設置された精神障害者地域移行支援部会では、圏域の進捗状況を確認し、対象者の事例検討の上で、共通理解を行い、事例検討から明らかとなった課題を通じてニーズを把握し、解決策等について検討し、関係機関と連携し、精神障害のある人の地域生活支援を進めます。また、支援の担い手となる相談支援専門員の増員に取り組みます。

(6) 地域における居住の場の確保

- グループホーム、ケアホーム等の整備を図るため、公営住宅や転用可能な公営施設の情報提供を行います。
- 事業所や医療機関と連携し、グループホーム等の整備を促進します。

(7) 社会参加の環境づくり

- スポーツ・文化活動等障害のある人と地域の住民との交流事業は、障害のある人の社会的自立に役立つものであり、また地域の障害のある人に対する理解を深める広報・啓発としても非常に重要です。こうした社会参加を支援するため、圏域内市町では、手話通訳者設置、手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員などの派遣や、移動支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を引き続き実施します。

〈有田圏域〉

【構成市町村】	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
【面積】	474.80k m ²
【人口】	77,414 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
【高齢化率】	27.8%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

当圏域は、有田川河口沿いの臨海部に平地が広がり市街地が形成されていますが、後背地は農業地域、圏域東部は山間部となっています。圏域の高齢化率は県平均 26.9%を若干上回っており、山間部ではさらに高齢化率が高くなっています。団塊の世代が高齢期に向かうことから更に高齢化が進むと予想されます。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

- 居宅介護や重度訪問介護といった訪問系サービスについては、各地域に事業所が確保できており、希望すれば利用可能な状況です。
一方、圏域内には入所施設がなく、施設入所支援については、圏域内で対応できない状況であり、他圏域のサービスを利用している状況です。
- グループホーム、ケアホームは、圏域内に12か所（平成24年4月現在）ありますが、他圏域での利用も多くなっています。今後、他圏域の施設に入所している障害のある人や退院可能な精神に障害のある人が地域で生活できるようにするためには、圏域内における居住の場としてさらなる確保が必要です。
- 精神障害のある人に対するサービスとしては、グループホーム等の居住の場の他に、精神障害の特性に応じたサービスを提供できる事業所が少ないことから、就労継続支援等の日中活動の場を提供するサービスが不足しています。

〔相談支援〕

- 相談支援事業については、圏域の市町が共同で2事業者に委託して実施しています。また、地域の相談支援体制の中核として、平成19年4月に圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会を立ち上げ、関係機関が情報を共有し連携して、障害のある人を一体的に支援できるようネットワークを構築しました。協議会には、専門部会として「就労部会（一般就労・福祉的就労）」、「精神障害者地域移行支援部会」、「こころの健康部会」、「作業所部会」を設置しています。

〔発達障害のある人への支援〕

- 発達障害については、家族や支援従事者を含め、社会の中で十分に理解されておらず、発達に障害のある人が適切な配慮を受けられていない状況であり、支援体制の整備が求められています。

〔就労支援〕

- 障害のある人の一般就労を促進し、雇用の場を確保するため、就労移行支援事業所の確保や、企業の理解を促進する啓発等が必要です。

〔その他〕

- 障害のある人と地域住民との交流は、各種イベントを通じて行われており、地域住民の障害のある人に対する理解を促進する啓発の機会、また障害のある人の社会参加の機会となっています。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
408	700	2,945	1,272	5,325
7.7%	13.1%	55.3%	23.9%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
119	141	165	197	622
19.1%	22.7%	26.5%	31.7%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

1級	2級	3級	合計
33	192	78	303
10.9%	63.4%	25.7%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位:上段 時間・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	2,831	2,931	3,147	3,359
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	179	210	227	244

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位:上段 人・日(利用人数×利用日数)分・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	2,852	2,882	3,018	3,177
	147	144	152	161
自立訓練(機能訓練)	42	65	86	85
	2	3	4	4
自立訓練(生活訓練)	133	278	321	321
	6	11	13	13
就労移行支援	428	538	584	672
	22	24	26	30
就労継続支援(A型)	690	834	876	918
	32	45	43	42
就労継続支援(B型)	2,025	2,727	2,924	3,111
	114	132	141	113
療養介護	※ 19	20	20	20
短期入所	332	371	413	445
	19	29	31	34

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	54	79	80	82

(4) 相談支援（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	0	41	77	109
地域移行支援		8	7	7
地域定着支援		9	8	7

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 障害のある人の地域での自立した生活を支援するために、日常生活用具の給付や、児童発達支援等のサービスの充実を図ります。また、障害の種類や程度に応じて、適切なサービスが受けられるよう、移動支援等の地域生活支援事業の内容の充実に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、圏域内に地域活動支援センターを設置し、障害のある人に創作的活動や生産活動、社会との交流の場等を提供します。

(2) 相談支援体制の充実

- 地域自立支援協議会では、障害のある人の自立した社会生活及び日常生活を支援するため、福祉、保健、医療、教育、労働等の各関係機関の連携を深め、各ライフステージに応じた各種サービスを総合的に調整する等相談支援機能の充実を図ります。
- 協議会の運営にあたっては全体会議、運営会議、定例会議、個別ケース会議、部会会議を実施します。専門部会では、議題に応じて都度構成委員を変えて、解決策について検討し、全体会へ施策を提案していきます。
- 相談支援について、より効果的な手法を検討するとともに、研修等を通じて相談支援従事者の資質の向上を図ります。
- 地域住民や障害のある人に対して、相談支援事業所と連携して地域の障害者施策等について周知を図ります。

(3) 発達障害のある人に対する支援

- 発達障害について社会全体で障害を理解し、また、発達障害のある人に、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、地域自立支援協議会に福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関による「発達障害者部会」を設置し、総合的な支援ネットワークを構築します。

(4) 就労支援体制の充実・促進

- 障害のある人の就労や地域生活を支援するため、福祉、医療、教育等の関係機関からなる地域自立支援協議会「就労部会」を中心に、就労支援に取り組みます。
- 就労部会では、障害のある人の経済的な自立のため、障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関が一体となって支援を行えるよう、情報の共有等により連携を強化し、一般就労支援や工賃向上等の課題に取り組みます。

(5) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 地域自立支援協議会「精神障害者地域移行支援部会」を中心に指定一般相談支援事業所及び関係機関が連携・協議し、精神障害のある人の退院後の生活支援体制の構築を図ります。

地域自立支援協議会の法定化に伴い、精神障害者に関する部会の再編についても協議を進めていきます。

- 具体的には、事例検討、社会資源の開発等についての検討を行い、それらの課題の解決策について、地域自立支援協議会全体会議に提案します。
- 退院した精神障害のある人が充実した地域生活を送れるよう、関係機関との連携により、就労継続支援などの日中活動サービスの利用を促進します。
- 精神障害のある人の日常生活や就労を支援するため、精神保健福祉士等の職員を配置した地域活動支援センターの設置を目指します。
- 地域住民の精神障害に対する理解を促進するため家族会や事業所と連携し、研修会・講演会等を通じて啓発活動を行います。
- 精神障害のある人が適切な訪問介護サービスを受けられるよう、居宅介護従事者に対し、精神障害の特性について情報提供や助言を行います。
- 退院後の地域生活を支えるため、グループホーム等の居住の場の確保について関係機関と検討します。

(6) 地域における居住の場の確保

- グループホーム、ケアホーム等の整備を図るため、空き物件情報や転用可能な公営施設について開設意向のある事業所に対し情報提供を行います。
- 事業所や病院に働きかけて、グループホーム等の新規開設を促進します。
- グループホーム等の必要性、また障害のある人の地域生活に対する理解を深めてもらうために、広報紙等を通じて啓発活動を行います。

(7) 社会参加の環境づくり

- 障害のある人が生きがいをもって人生が送れるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動等生涯学習の機会を充実すると共に、障害のある人の自主的な社会参画活動を支援します。
- 障害に対する住民の正しい理解の促進を図るため、「こころのバリアフリー化」を推進し、障害者団体等と連携して啓発活動を行います。

〈日高圏域〉

【構成市町村】	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
【面積】	579.16k m ²
【人口】	66,187 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
【高齢化率】	28.3%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

当圏域は、県中部に位置し、北と東方向は紀伊山地の山々に、また西から南西方向を紀伊水道に隔てられており、圏域の中央部を流れる日高川下流域に市街地が形成されています。圏域人口は、減少傾向にあり、高齢化も進行しており、山間部ほど高齢化、過疎化が進んでいます。公共交通網については、JR紀勢本線、紀州鉄道がありますが、山間部においてJR紀勢本線まで50km内外の距離があり、バス路線も便数が少なく、コミュニティバスが運行されていますが、公共交通網は充分とはいえない状況です。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- 障害福祉サービスのうち、訪問系サービスについては各地域に居宅介護や重度訪問介護の事業所が確保されており、山間部においても利用可能なため充実しています。
- 児童発達支援については、3か所（平成24年3月現在）の事業所が確保されていて、事業所の移送サービスにより山間部においても利用可能ではありますが、児童発達支援実施施設の定員に対して利用者は多くない状況です。
- 地域生活支援事業の移動支援事業のなかで、車での移送を実施する事業所が圏域内に1か所（平成24年3月現在）しかなく、利用者の希望に十分対応できていないため、事業所の確保が必要です。
- グループホーム、ケアホーム等の居住の場の整備状況については、知的障害のある人を対象とするものは徐々に充実してきてはいますが、今後、障害のある人の地域での自立の促進のためには更なる整備が必要です。
- 障害のある人の日中活動の場の提供や相談支援等を実施するため、精神保健福祉士を配置した地域活動支援センターを設置し、圏域内市町が共同で委託しています。また、御坊市では機能訓練、社会適応訓練を行う地域活動支援センターも委託により実施しています。

〔相談支援〕

- 相談支援事業については、1市5町が共同で、平成20年度に開設した「御坊・日高障害者総合相談センター」において実施しており、同センターには、専門的職員を配置して相談支援の機

能強化を図っています。今後、同センターの地域住民への周知を図ることが必要です。

- 圏域内の2事業者と行政機関を中心に、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会については、御坊・日高障害者総合相談センターを核として運営しています。協議会には専門部会として「権利擁護部会」、「就労部会」、「精神障害者地域移行支援部会」、「子ども部会」を設置しています。

【発達障害のある人への支援】

- 発達障害については、障害の早期発見、早期療育、教育、就労、地域生活などについて、一層の支援が求められています。平成23年度からライフステージごとの関係機関や関係者の支援が途切れないように、子ども部会において発達支援ノート「すこやかファイル」を試行し、平成24年度から本格的に導入します。

【就労支援】

- 障害のある人の就労支援の状況としては、障害者就業・生活支援センターの活動により一定の成果が見られますが、障害のある人の新たな雇用の場の拡大のため、企業等への障害者雇用についての理解を一層促進する必要があります。

【その他】

- 平成12年度から障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害のある人がお互いの障害について理解する交流の場として、また、地域住民の障害に関する理解と認識を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした「ふれあい交流会」を開催しています。今後とも地域住民との交流会などの機会の提供や啓発を行っていくことが必要です。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
275	533	2,344	1,068	4,220
6.5%	12.6%	55.6%	25.3%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
120	140	154	142	556
21.6%	25.2%	27.7%	25.5%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

1級	2級	3級	合計
34	180	99	313
10.9%	57.5%	31.6%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位:上段 時間・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護	1,406	1,830	2,055	2,180
重度訪問介護				
同行援護	89	117	132	142
行動援護				
重度障害者等包括支援				

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位:上段 人・日(利用人数×利用日数)分・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	3,460	3,858	4,052	4,309
	168	178	185	195
自立訓練(機能訓練)	21	68	68	68
	1	3	3	3
自立訓練(生活訓練)	0	119	119	88
	0	5	5	4
就労移行支援	217	357	457	554
	10	16	21	26
就労継続支援(A型)	445	674	839	1,049
	22	35	41	48
就労継続支援(B型)	2,184	2,673	2,846	3,031
	109	120	129	138
療養介護	※ 23	107	106	106
短期入所	206	358	425	492
	18	31	40	50

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助	82	104	106	106
共同生活介護				

(4) 相談支援（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	0	42	105	165
地域移行支援		7	6	5
地域定着支援		8	6	5

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 地域生活支援事業の移動支援事業について、関係機関と連携し新たな事業所の参入を促進します。

(2) 相談支援体制の充実強化

- 地域住民や障害のある人等に対して御坊・日高障害者総合相談センターについて周知を図るとともに地域の障害者施策に関する情報をきめ細かく提供します。
- 地域自立支援協議会を中心に、保健、福祉、医療、労働、教育等との連携により相談支援体制の強化を図ります。

(3) 発達障害のある人に対する支援

- 地域自立支援協議会の「子ども部会」において事例検討や研修会を開催し、障害の早期発見・早期対応を図るための地域の支援体制を整備します。
- 障害のある児童の発達を促進するために、保育所及び児童発達支援での療育の充実を図ります。
- 発達障害を含む特別な支援の必要な児童に対し、保健、医療、福祉、教育、労働の関係機関が連携して、発達支援ノート等の支援情報を活用した個別の支援計画に基づき、乳幼児期から成人期にいたるまで、継続的に一貫した支援を行います。
- 障害のある児童の発達を支援するために、家庭での療育について助言を行う等により家族に対する支援を行います。また、障害のある児童やその家族が交流できる機会をより多く提供し相談や情報交換を行うことで社会的・心理的に孤立しないよう支援します。

(4) 就労支援体制の充実・促進

- 地域自立支援協議会「就労部会」を中心に障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターと就労移行支援事業所とのネットワークを構築し、障害のある人の一般就労への支援体制の整備を推進します。
- 一般就労した障害のある人の職場への定着を図るため、障害者就業・生活支援センターの就労支援ワーカーや生活支援ワーカーによる支援を行うとともに、事業所に対しての雇用管理についての助言等を行います。

(5) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 地域自立支援協議会「精神障害者地域移行支援部会」において、地域活動支援センターを中心に地域体制整備コーディネーターと協働し、精神障害のある人の地域生活に向けた支援策等について検討します。

- 精神障害のある人のグループホーム等を整備するため、公営住宅や既存の施設を有効活用するための方策、民間住宅の活用を促進します。
- 精神科病院への入院を長期化させないために入院当初から地域との関わりがもてるように、地域活動支援センターを中心とした体制を確立します。
- 精神障害のある人の身近な支援者である家族に対し、障害特性の理解や対応方法について、啓発を行います。
また、地域住民の理解を深めるため、交流の機会をつくるとともに、ボランティアの育成を図る。

(6) 地域における居住の場の確保

- グループホーム、ケアホームの開設等を予定している事業者に対し、地域で共同して生活が行える住居に適した民間賃貸住宅や空き家等についての情報提供に努めます。
- グループホーム、ケアホームを開設するにあたり、地域の理解を促進するための啓発を行います。

(7) 社会参加の環境づくり

- 地域住民の障害に対する理解と障害のある人の社会参加を促進するため、障害者週間に実施している「ふれあい交流会」を継続して開催するなど様々な機会を活用して、啓発を行います。

〈西牟婁圏域〉

【構成市町村】	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町
【面積】	1580.27k㎡
【人口】	132,852人（平成24年4月1日現在）
【高齢化率】	28.0%（平成24年3月31日現在）

県土の約3分の1を占める広大な面積を有し、西の海岸部には市街地が形成されていますが、その大半は森林であり、中山間地域が広がっています。公共交通網は海岸部にJR紀勢本線がありますが、山間部は川沿いにバスが少ない便数で運行されているのみです。さらに、中山間地域を中心に集落機能の維持が困難な集落も多く、南部の町ほど高齢化も進んでいます。こうしたことから、圏域内の移動にも制約を受ける状況であり、地域によって利用できるサービスが限定されることもあります。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- 地域によっては、児童発達支援や就労移行・就労継続支援サービスが不足しているところもあり、サービスの地域的な偏在がみられます。身近なところで必要なサービスを受けることができるよう、サービスの確保と圏域内でのバランスのとれた配置が求められています。
また、通院等にかかる障害のある人や高齢者の移動手段、行動援護等の福祉サービスを提供していくことが必要です。
- 圏域内には9か所（平成24年4月現在）の入所施設が設置されていますが、圏域外からも多くの利用者が入所しています。このため、他圏域の入所者が当圏域内のグループホーム等を利用して地域で生活するようになった例も見られます。
- グループホーム、ケアホームは、県内では最多の整備数ですが、今後地域生活支援を促進するために、さらなる整備が必要です。また、障害のある人やその保護者の高齢化により在宅での生活が困難となった人の居住の場としても、生活圏域内での需要が増加していることから、その確保が求められています。
- 精神障害のある人に対するサービスとしては、居宅介護サービスは利用希望者に対応できていますが、医療機関から退院した人の居住の場としてのグループホーム、ケアホームや、地域生活を継続するための就労移行支援サービスが不足しており、充実が求められています。

〔相談支援〕

- 相談支援事業としては、圏域内の市町が単独、あるいは共同で5事業者に相談支援事業を委託して実施しています。圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の

各分野の関係機関で構成する地域自立支援協議会については、関係機関が情報を共有し、連携して障害のある人を一体的に支援できるようネットワークの構築に努めています。現在、「発達障害部会」、「障害者就労支援部会」及び「地域移行支援部会」に分かれて活動しています。

また、地域自立支援協議会を地域での連携の場として実効ある会議としていくために、いかに運営していくかが課題となっています。

〔発達障害のある人に対する支援〕

- 発達障害のある人の支援については、田辺市を中心に圏域で発達障害のある人の支援体制づくりが行われ、これを基に、現在、各市町が相談窓口において相談できる体制が整備されているほか、この支援体制の充実・発展が求められています。

〔その他〕

- 障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人とない人がお互いの理解を深めるため、イベント等の開催により交流の場を提供しています。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
543	1,207	4,665	2,232	8,647
6.3%	14.0%	53.9%	25.8%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
281	271	415	431	1,398
20.1%	19.4%	29.7%	30.8%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

1級	2級	3級	合計
65	353	349	767
8.5%	46.0%	45.5%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位:上段 時間・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	3,835	4,309	4,552	4,918
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	280	315	334	362

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位:上段 人・日(利用人数×利用日数)分・下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	7,383	7,255	7,537	7,859
	334	346	359	374
自立訓練(機能訓練)	21	86	107	86
	1	4	5	4
自立訓練(生活訓練)	331	515	589	663
	15	28	32	36
就労移行支援	898	1,133	1,299	1,471
	47	63	73	83
就労継続支援(A型)	1,985	2,003	2,315	2,667
	99	119	127	136
就労継続支援(B型)	5,929	7,227	7,813	8,617
	318	403	435	479
療養介護	※ 50	49	51	52
	575	1,086	1,234	1,382
短期入所	37	90	103	116

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	171	229	226	222

(4) 相談支援（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	9	40	112	195
地域移行支援		29	28	29
地域定着支援		37	50	52

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 障害のある人が地域で安心して暮せるように、事業者等関係機関との連携のもと、圏域内における行動援護等の在宅サービスや移動支援等の地域生活支援事業の充実に取り組みます。

(2) 相談支援体制の充実

- 市町村相談支援機能強化事業等を活用しながら、きめ細かい相談支援ができるよう専門性を強化していきます。
- 地域自立支援協議会を中心として各関係機関の連携を深め、情報を共有することにより一体的な支援に取り組みます。
- 地域自立支援協議会では、全体会議、定例会議、事務局会議の各会議の効果的・効率的な運営に努めます。そのため、設置した「発達障害部会」、「障害者就労支援部会」及び「地域移行支援部会」では、個別の課題について議論を深め、積極的に各会議に施策を提案し、課題解決に取り組みます。
- 地域生活支援事業の各事業の実施内容について、市町間で可能な限りの統一が図れるよう協議を行います。

(3) 発達障害のある人に対する支援

- 地域自立支援協議会「発達障害者部会」を中心に関係機関と連携して発達障害のある人の支援体制を整備します。
- 具体的には、発達障害者支援体制整備事業（圏域支援体制整備事業）により開設した、相談支援窓口を引き続き設置するとともに、関係機関が情報を共有し、就学時や卒業時等の各ライフステージに対応した支援や専門家による巡回相談等が可能となるよう、圏域の相談支援体制の整備を進めていきます。

(4) 就労支援体制の充実・促進

- 地域自立支援協議会「障害者就労支援部会」を中心に関係機関と連携して障害のある人の就労支援に取り組みます。
- 地域自立支援協議会「障害者就労支援部会」の取り組み
「障害者就労支援部会」では、就労移行支援事業の促進、就労継続支援事業の充実、公共職業安定所（ハローワーク）と連携した、トライアル雇用やジョブコーチ等の活用、障害のある人の就労体験による就労促進、工賃倍増への取組等、個別の課題について議論を深め、課題解決に取り組みます。

(5) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 精神障害のある人の地域生活を支援するため、地域自立支援協議会において、三障害合同の「地域移行部会」を活用し、関係機関との連携を強化し、支援体制を整備します。
- 地域の受け入れ体制を整備するため、地域体制整備コーディネーターと協働し、退院後の地域生活を支援していきます。
- 精神障害のある人に対する地域の理解を促進するため、社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会等の地域団体、民生委員・児童委員、公共職業安定所（ハローワーク）等地域関係機関と連携して啓発活動を行います。

(6) 地域における居住の場の確保

- グループホーム、ケアホームの整備を図るため、利用ニーズの把握に努め、運営主体となる事業所等に対し、空き物件情報等を提供します。

(7) 社会参加の環境づくり

- 地域における障害のある人に対する理解を促進し、障害のある人の社会参加を支援するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障害のある人とない人の交流を引き続き実施します。

〈東牟婁圏域〉

【構成市町村】 新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

【面積】 923.35k m²

【人口】 71,893 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）

【高齢化率】 34.2%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

圏域面積は、県土の約5分の1と広大な面積を有していますが、その大半は山間部となっています。県境に位置しているため、生活圏域は他県にまで及んでいます。また、公共交通機関の整備は十分といえず、交通の便が悪い地域でもあります。圏域人口は、減少傾向にあり、過疎化が進んでいます。高齢化率も県平均 26.9%を大きく上回る状況です。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- 山間部では障害福祉サービスの事業所が少なく、市街地の通所サービス等を利用するにも、長距離の送迎等のサービスが必要であり、身近なところで必要なサービスを受けることができるよう、各地域でのサービスの確保や圏域内でのバランスのとれた配置が求められています。
- 居宅介護等の訪問系サービスは、十分な事業所数があり、各地域で利用可能となっていますが、サービスについて知らないために、利用できていない人がいると考えられるため、サービス内容の周知が必要です。
- グループホーム、ケアホームは、障害のある人の地域での自立のための受け皿として、需要がありますが、その数は十分ではなく、特に精神に障害のある人が利用可能なグループホーム、ケアホームについては未整備の状態です。また在宅からの自立に向けた利用の需要も増加しており、その整備が求められています。
- 圏域内に重症心身障害児者のための短期入所事業所がなく、医療的支援が必要な人について、その需要に対応できていないので、医療機関などへ事業の実施を働きかける必要があります。
- 今後、障害のある人とその家族双方の高齢化により、更に各種サービスの需要が増加すると予想されます。また、家庭環境の変化等により就学前・学齢期のサービス需要が高まっており、今後とも増加すると予想されます。
- 精神障害のある人に対するサービスとしては、居住の場の確保の他に、就労移行支援等地域生活を定着するためのサービスも必要ですが、精神障害に対応した事業所が少ないため、地域での生活が困難となっている状況がみられます。

〔相談支援〕

- 相談支援体制としては、圏域の市町村が共同で2事業者に委託して実施しています。また、圏域内の事業者と行政機関で構成する地域自立支援協議会において、連携して障害のある人を一体的に支援できるようネットワークの構築に努めています。現在、「就労部会」が活動しています。
今後、地域自立支援協議会の機能を充実させるため、ネットワークの更なる拡大・強化が求められています。

〔発達障害のある人に対する支援〕

- 発達障害のある人への支援については、専門医、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等支援のための専門職の早急な人材の確保が求められています。

〔就労支援〕

- 林業、水産業、製紙業、製材業等の地場産業が衰退しているため、障害のある人が就労できる企業数が少ない状況です。また、就労先が見つかって交通手段が十分でないために、通勤困難となり就労を断念せざるを得ないケースもあり、雇用の場の開拓とともに送迎サービスの充実も求められています。
- 福祉的就労については、就労継続支援事業所での収益の柱となるものが少なく、工賃水準の向上のためにも収益が安定的に確保できる事業の形成が必要です。
就労意欲の向上を図るためには、日常生活の充実が必要であり、障害のある人の余暇の充実が求められています。

〔その他〕

- 各施設、団体における、小・中・高等学校の児童・生徒の体験学習やボランティアの活動を通して障害のある人と地域住民との交流が行われています。また、障害のある人自身が地域における清掃活動等の地域貢献活動に参加するなど積極的な社会参加が行われています。

2 圏域内の障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

視覚障害	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
369	634	2,935	1,461	5,399
6.8%	11.7%	54.4%	27.1%	100%

(2) 療育手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

A1	A2	B1	B2	合計
141	163	217	209	730
19.3%	22.3%	29.7%	28.7%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成24年3月31日現在。 上段:人 下段:構成比)

1級	2級	3級	合計
71	371	211	653
10.9%	56.8%	32.3%	100.0%

3 圏域内事業所が提供する指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（一月当たり）

単位: 上段 時間 ・ 下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	4,305	4,480	4,737	5,008
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	212	233	247	262

(2) 日中活動系サービス（一月当たり）

単位: 上段 人・日(利用人数×利用日数)分 ・ 下段 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
生活介護	4,131	3,907	4,093	4,274
	192	187	195	204
自立訓練(機能訓練)	18	22	22	22
	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	105	188	207	271
	6	9	10	13
就労移行支援	388	448	591	674
	19	23	31	35
就労継続支援(A型)	104	128	230	271
	5	7	12	13
就労継続支援(B型)	2,709	2,497	2,646	2,802
	157	147	156	165
療養介護	※ 18	19	20	22
短期入所	464	426	447	479
	28	34	36	37

※療養介護は平成24年4月の利用者数

(3) 居住系サービス（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	83	103	108	112

(4) 相談支援（一月当たり）

単位: 人(実利用人数)

種類	23年度実績	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	78	76	121	198
地域移行支援		17	17	16
地域定着支援		15	14	14

※計画相談支援の平成23年度実績は、相談支援(サービス利用計画作成費の対象者数)

4 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、在宅サービスの充実に努めます。
また、個々の障害種別に応じたサービスが提供できるよう事業所の専門職員の配置促進等により日中一時支援、移動支援等の地域生活支援事業の充実に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

- 高齢化や過疎化、地域のつながりの希薄化により、障害のある人が孤立しないように、市町村、振興局、相談支援事業所、病院、民生委員・児童委員等による見守り体制を整備するとともに、把握された課題について必要な支援につなげることができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 地域自立支援協議会を、より活発な意見交換の場とするため、福祉、保健、医療、教育、就労等の各分野の障害のある人を支援する様々な関係機関から参加者を募り、連携を深め、一体的に支援できるようなネットワークを構築します。
- 地域自立支援協議会では、圏域の実態把握に努め、社会資源の開発・改善や支援提供体制の整備等圏域で取り組むべき課題を抽出し、その課題解決の検討の場とします。

(3) 発達障害のある人への支援

- 早期発見・早期療育のために、相談、診断、専門的療育の体制整備の充実を図ります。
- 地域自立支援協議会を活用し、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関の連携体制を構築し、乳幼児期から成人期にいたるまで、本人及びその家族に対する一貫した支援を行います。
- 保育士や学校の教員等の関係者及び地域住民に対し、発達障害に関する正しい知識、対応方法等の普及啓発を行います。

(4) 就労支援体制の充実・促進

- 地域自立支援協議会「就労部会」を中心に関係機関と連携して、事業所の枠を超えた就労支援体制を構築し、障害のある人の就労支援及び工賃向上に取り組めます。
- 障害のある人の雇用に対する理解を促進するため、各種集会など様々な機会を通じて広報、啓発を行い、地域の事業主へ働きかけます。
また、授産品の販売等のイベントを通して就労促進の啓発を行います。
- 就労部会において施設紹介等のホームページの開設やリーフレットを作成し、就労や日中活動の場を希望している障害のある人、また、その家族や関係者へ情報提供を行っていきます。
- 就労後の定着支援のため働く障害のある人の余暇の充実支援に取り組めます。

(5) 精神障害のある人の地域生活支援の充実

- 精神障害者地域移行支援部会を通して医療機関との連携、サービス提供事業所との連携を深め、精神障害に対応したサービスの充実に取り組みます。

新たに実施される地域移行・地域定着支援事業の円滑な活用を図り、地域における入院中の精神障害のある人の実態把握に努めます。また、これらを通して、圏域に不足している精神障害のある人の支援の課題を明確にし、その改善に取り組みます。

(6) 地域における居住の場の確保

- 障害のある人やその家族、また入所施設や医療機関等に対して、地域生活に必要なあらゆる情報提供に努めます。
- 入所施設や医療機関と連携して、意向を調査し、グループホームやケアホームの利用希望の把握に努めます。
- グループホーム、ケアホームの整備を図るため、転用可能な公営施設情報等を収集し、運営主体となる事業所等に情報提供を行います。